【徳島市】

端末更新計画・整備事業計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
① 児童生徒数		16, 704			
② 予備機を含む 整備上限台数		19, 209			
③ 整備台数 (予備機除く)		16, 704			
④ ③のうち 基金事業によるもの		16, 704			
⑤ 累積更新率		100%			
⑥ 予備機整備台数		2, 505			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		2, 505			
⑧ 予備機整備率		15%			

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和3年に整備した1人1台端末は、令和7年度で導入から5年目となる。端末の故障やバッテリーの消耗が増加しており、早急な更新が必要である。

令和7年度に端末の調達を行い、令和8年度より5年間の賃貸借により整備する。

- (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)
- 〇対象台数 17, 183 台
- 〇処分方法
 - ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 ; 0 台
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 0台
 - ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 0台
 - その他(既存端末の納品業者が処分を行う。): 17, 183 台
- 〇端末のデータ消去方法 ※いずれかに〇を付ける。
 - ・自治体職員が行う。
 - 処分事業者へ委託する。
- 〇スケジュール(予定)

令和8年1月 導入モデル校への整備

令和8年3月 新規端末の整備

令和8年4月 新規端末の使用開始 / 既存端末の回収及びデータ消去

〇特記事項

既存端末については、徳島市の情報セキュリティポリシーに則り、記憶装置を復元不可能な 状態又は物理的な破砕処理を実施しデータの確実な消去を行う。また、資源有効活用促進法 に則り、レアメタル等の再資源化を実施し証明書を発行することとする。